

ノートPC・ビデオカメラ・プロジェクタ・その他備品の貸出における紛失・置き忘れ・破損・返却遅延に対する罰則について

事例		罰則
紛失 ※盗難含む	ノートPC、ビデオカメラ プロジェクタ本体紛失	始末書提出 教職員面談 原則として在籍期間中貸出停止および弁償
	付属機器および備品紛失	始末書提出 8週間貸出停止および原則として弁償
	マニュアル類紛失	2週間貸出停止
破損	ノートPC ビデオカメラ プロジェクタ本体 付属機器および備品の破損	当該機が貸出継続可の場合 4週間貸出停止 当該機が貸出継続不可の場合 始末書提出および原則として弁償 貸出停止期間は多摩情報センター運営委員会で審議し決定
	マニュアル類の破損	2週間貸出停止
	置き忘れ ※学内外を問わない	情報センターに現物または拾得の連絡が届いた場合

付属機器

- | |
|---|
| PC 付属機器
・マウス ・ACアダプタ
・電源ケーブル
・LANケーブル
・外付BD/DVDドライブ
ビデオカメラ付属機器
・バッテリー類 ・三脚
・ケーブル、コード類
・ACアダプタ ・CD-ROM
・メモリーリーダー
・リモコン
プロジェクタ付属機器
・ケーブル、コード類
・リモコン
・変換アダプタ |
|---|

備品 (主なもののみ記載)

- | |
|--|
| ・外付BD/DVDドライブ
・LANケーブル ・RGBケーブル
・延長コード ・音声ケーブル
・変換アダプタ
・カードリーダー ・その他 |
|--|

事例(遅延日数)		罰則	
返却遅延	遅延日数 1～6 日※ ※ただし、窓口翌開室日の 9:20 までに返却した場合は、遅延として扱わない	初回	1週間貸出停止
		2回	4週間貸出停止
		3回以上	12週間貸出停止
	遅延日数 7～27 日	初回	12週間貸出停止
		2回以上	1年間貸出停止
	遅延日数 28 日～	アカウントロック 始末書提出(提出後ロック解除) 貸出停止期間は多摩情報センター運営委員会で審議し決定	

- ・悪質な場合などについては、多摩情報センター運営委員会で罰則を重くするなどの審議を行う。
- ・始末書が受理されていない者に対しては一切の貸出を不可とする。
- ・複数の事例にまたがって該当する場合の罰則は合算とする。
- ・遅延日数のカウントは情報センター休業日も含む。
- ・貸出停止日数は、始末書が必要な場合は始末書受理日翌日から、始末書提出の必要がない場合は返却日翌日から起算し、学年暦の春学期・秋学期授業期間(補講日を含む)のみをカウントする。
貸出停止期間が、定期試験期間および長期休業期間等(ノーカウント期間)にまたがる場合はその期間も貸出を停止し、次の春学期または秋学期の開始日より停止日数のカウントを再開する。
- ・付属機器および備品紛失の場合は、弁償等で補償が完了し、貸出可能な状態になった日から起算して遅延日数をカウントする。

- ・破損の場合は機器の修理完了後、貸出可能な状態になった日から起算して遅延日数をカウントする。
- ・所定期間を超過して貸出が必要な事情(教育実習等)のある場合は、事由を証明できる書類の提出、または教職員からの事前連絡が必要なため事前に情報センターに申し出ること。
- ・全ての貸出品について、国外への持出しは一切禁止する。